

大網白里市野球協会規約

(名称)

第1条 この協会は、大網白里市野球協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会事務所を会長の自宅に置く。

(目的)

第3条 協会はアマチュアスポーツとしての正しい軟式野球の普及とその健全な発展を図るとともに、会員相互の親密な連携と明朗なるスポーツマンシップをもって社会文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 大網白里市軟式野球大会の主催並びに後援
- (2) 軟式野球の普及発展及び技術向上に関する指導と研究
- (3) その他協会の目的達成に必要な事項

(会員)

第5条 協会の会員は、役員、審判員、本協会の目的および事業に賛同する者ならびに、大網白里市において組織された次の軟式野球チームをもって構成する。

(1) チームの編成

- (イ) 職域チーム
- (ロ) クラブチーム

(2) 登録

会員としての登録は、大網白里市に在住、在勤者及びふるさと選手で構成し監督及び主将を含めて10名以上25名以内で編成する。ただし、1チーム5名迄は市外者も登録可能とする。

*ふるさと選手とは、大網白里市で誕生し中学、高校、大学卒業までを大網白里市で過ごし就職及び婚姻等により現在は市外に在住している者を言う。

(加盟)

第6条 会員たるチームは年次開始に当たり、協会の定める登録申請書を提出することとし、協会はその資格審査をしなければならない。

2 前項の審査を経たチームは、理事会の承認を得た後、会員の資格を取得または保有するものとする。

3 会員たるチームは、その登録事項に変更が生じたときは、直ちに協会に届出なければならない。

(脱退)

第7条 会員たるチームは、次の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第5条に定める条件を具備せず協会が不相当と認めたとき
- (2) 前条に定める登録申請を行わなかったとき
- (3) 自ら脱退の意志を表明したとき
- (4) 除名の処置をとられたとき

(協会の役員)

第8条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 会計 2名
- (6) 監事 2名

2 協会に名誉会長以下、次の役員を置くことができる。

- (1) 名誉会長 若干名
- (2) 顧問 若干名
- (3) 相談役 若干名

(役員を選任)

第9条 役員を選出は次による。

- (1) 会長及び副会長は、理事会で推挙する
- (2) 名誉会長、顧問、相談役は、理事会の承認を得てその推薦により会長が委嘱する
- (3) 理事は、理事の中より別に設ける選考委員会で選任し、理事会の承認を得て会長が委嘱する
- (4) 理事長、会計、監事は理事会で互選し、会長が委嘱する

2 前条第3号に規定する選考委員会の委員構成等については、別に定める。

3 会長は必要と認めたときは若干名の理事を、理事会の承認を得て委嘱することができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は、4月1日より翌々年の3月31日までの2年とし、年度末に招集する理事会で改選する。ただし、再任を妨げない。

(役員任務)

第11条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は協会を代表して会務を統括する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する
- (3) 顧問、相談役は会長の諮問に応じ会務に参画する
- (4) 理事は協会の議事を審議し、その議決に基づき協会の運営に参画する
- (5) 会計は協会の予算、決算等の会計処理ならびに財産および物品を管理する
- (6) 監事は協会の会計を監査する

(会議)

第12条 協会の会議は、総会および理事会とする。

(総会)

第13条 総会は年1回、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は第8条第1項に規定する役員で構成され、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画および予算の承認
- (2) 事業報告および決算報告の承認
- (3) 監査報告の承認
- (4) その他、理事会が必要と認めた事項の承認

(会計等)

第14条 協会の会計年度は毎年4月1日から翌3月31日までとする。

2 協会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

(1) 大会参加金

(2) 寄付金

(3) その他の収入

(予算および決算)

第15条 会長は、毎会計年度歳入予算を編成し、理事会の議決を経なければならない。

2 会長は、毎会計年度決算書および証拠書類等を監事の審査に付し、理事会の認定を得なければならない。

(会費)

第16条 大会に加盟、登録したチームは、年会費1万円を年次始めに納付する。

(剰余金)

第17条 会計年度の終わりに剰余金があるときは、翌年度に繰越しする。

(規律)

第18条 会員たるチームの構成員は、複数のチームに登録することができない。

2 会員たるチームおよびその構成員は、この規約および大会規定を誠実に遵守しなければならない。

3 会員たるチーム及びその構成員は、ユニフォームを統一し着用しなければならない。

(処分)

第19条 会員たるチームおよびその構成員がこの規約または、大会規定に違反したときは、協会は理事会において除名または以後の大会への出場停止等の処分を行うことができる。

(規約の改廃)

第20条 この規約は、理事会において出席者の3分の2以上の同意を得て改廃することができる。

附 則

この規約は平成22年4月1日より施行する。

附 則 (平成25年3月23日改正)

1 この規約は平成25年4月1日から施行する。

(市制移行による自治体名の変更)

2 「大網白里町」を「大網白里市」に改める。

附 則 (令和6年3月16日改正)

1 この規約は令和6年4月1日から施行する。

(会員市外者登録の変更)

2 「3名迄」を「5名迄」に改める。